

平成28年度

蓮田市定例監査兼行政監査
結 果 報 告 書

蓮田市監査委員

写

監 査 第 8 8 号

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

蓮 田 市 長	中 野 和 信 様
蓮 田 市 議 会 議 長	山 口 京 子 様
蓮 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長	西 山 通 夫 様
蓮 田 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	田 村 ま す 子 様
蓮 田 市 公 平 委 員 会 委 員 長	町 田 知 啓 様
蓮 田 市 農 業 委 員 会 会 長	萩 原 和 夫 様
蓮 田 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	稲 橋 實 様

蓮 田 市 監 査 委 員 内 田 薫

蓮 田 市 監 査 委 員 石 川 誠 司

平成 2 8 年 度 定 例 監 査 兼 行 政 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 書 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に よ る 標 記 監 査 を 実 施 し た の で、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 書 を 提 出 し ま す。

目 次

項 目	頁
第1 監査の概要	1
1 テーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の対象	1
4 監査の期間	1
5 監査の着眼点	1
6 監査の方法	1
第2 監査の結果	2
1 法的根拠に基づき、適正に実施されているか	2
2 利用手続き及び情報提供が適切に行われているか	3
3 市民の開放要望に応えているか、また、開放施設は有効に活用されているか	3
4 利用による受益者負担は公平性の観点から実施されているか	8
5 施設利用者の遵守事項と施設管理指導員の責務	8
6 今後の基本方針	9
7 現地調査	9
第3 むすび	10
意見・要望事項	10
(1) 規則等の整備について	10
(2) 施設の汚損、破損への対応について	10
(3) 受動喫煙対策について	10
(4) 受益者負担について	11
(5) 開放施設の拡大について	11
(6) 学校施設の在り方について	11
資料編	13

第1 監査の概要

1 テーマ

「学校施設開放について」

2 監査の目的

本市においては、平成27年度の蓮田市立蓮田南小学校の体育館新築工事の完了により、小・中学校はすべての耐震化工事が終了した。学校施設は、生涯学習やスポーツ等の身近な活動の拠点として市民に開放されているが、この学校施設開放事業について現状を把握するとともに、その事業が適正で効率的に運営されているか検証し、今後のさらなる施設開放事業遂行に資することを目的として実施した。

3 監査の対象

(1) 対象事項

学校施設開放に関するすべての事務・事業

(2) 対象部課

教育委員会 学校教育部：教育総務課・学校教育課

生涯学習部：社会教育課・文化スポーツ課

4 監査の期間

平成28年11月21日～平成29年3月27日

5 監査の着眼点

教育基本法、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法、蓮田市立小学校・中学校設置及び管理に関する条例、蓮田市立小・中学校管理規則、蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則及び蓮田市立学校施設並びに学校体育施設開放実施要綱等に基づき、下記の項目について監査の着眼点とした。

- (1) 法的根拠に基づき、適正に実施されているか
- (2) 利用手続き及び情報提供が適切に行われているか
- (3) 市民の開放要望に応じているか、また、開放施設は有効に活用されているか
- (4) 利用による受益者負担は公平性の観点から実施されているか
- (5) 施設利用者の遵守事項と施設管理指導員の責務
- (6) 今後の基本方針

6 監査の方法

学校施設開放に関する書類及び調書の提出を求め、個別のヒアリングと2校の

現地調査を実施した。

第2 監査の結果

1 法的根拠に基づき、適正に実施されているか

(1) 施設開放事業の沿革

蓮田市においては、昭和50年に「蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」が施行され、生涯学習やスポーツ等の身近な活動の拠点として市民に開放されている。

主な開放施設は、家庭科室、図工室、音楽室等の特別教室、また体育館、校庭の体育施設である。特別教室では主に音楽活動を、また体育館ではバレーボール、バドミントン、卓球、太極拳等を、校庭では野球、サッカー、ソフトボール等が行われている。

施設を利用できる者は、市内在住若しくは在勤（在学）者の10人以上で組織し明確な責任者のいる団体である。平成28年度は特別教室の開放が小学校4校（蓮田南小学校・黒浜小学校・蓮田北小学校・平野小学校）、体育館及び校庭の開放が小学校8校及び中学校2校（平野中学校・黒浜西中学校）で行われ、94団体、2,089人が登録している。また、蓮田南中学校体育館は学校独自にバドミントン、バレーボール、卓球クラブに開放している。

さらに、一般市民への施設開放とは事業は異なるが、平成21年度より放課後子供教室が実施されている。これは、放課後や長期休業期間に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために実施しているものである。平成27年度は4校（黒浜小学校・蓮田北小学校・平野小学校・黒浜南小学校）で実施され、その活動内容は学校により特色のあるものであり、52回、延べ1,863人が参加している。平成28年度も4校で実施され、79回、延べ2,193人の参加が見込まれている。

また、活動時間の拡大を図るため、昭和58年度に黒浜西中学校校庭に夜間照明施設が設置され、昭和59年度から市民へ開放された。その後、平成12年度から学校施設の耐震化工事が順次進められ、平成22年度には小・中学校図書室及び音楽室空調機器設置工事、平成26年度には黒浜西小学校校庭改修工事、蓮田中学校体育館新築工事及び校庭改修工事、平成27年度には蓮田南小学校体育館新築工事等、学校施設の環境整備も計画的に進められてきた。

(2) 事業の管理運営体制

学校施設開放は、市教育委員会が当該施設を管理する校長と協議の上実施し、事業を円滑かつ効果的に実施するため、特別教室の開放は社会教育課、学校体育施設の開放は文化スポーツ課が所管している。また、学校施設の整備は教育総務課が所管している。

2 利用手続き及び情報提供が適切に行われているか

(1) 施設の利用方法

施設を利用できる者は、あらかじめ市教育委員会に登録した団体である。この登録のためには、特別教室の場合は登録申請書を社会教育課に、学校体育施設の場合は文化スポーツ課に提出する必要がある。

団体登録証を交付された団体は、施設別、学期毎に1度開催される貸出会議に出席し、団体間の話し合い・抽選等により利用日及び時間が決められている。しかし、特別教室の貸出については、利用団体が少ないことから貸出会議は実施されていない状況であった。

(2) 施設の利用手順と現状

「特別教室利用説明書」及び「学校・社会体育施設利用の手引き」に基づき、登録している団体の加盟員の氏名の確認が毎年期日を設定して行われ、蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第5条第1項に規定されている施設管理指導員の設置も行われ、事業が実施されていた。また、市体育協会・市スポーツ少年団・市レクリエーション協会と連携し、利用者の利便性が図られており、加えて、施設利用時における傷害等への備えとしての保険加入の啓発も行われていた。市民への情報提供に関しては、市ホームページや広報等を利用し、また、関係各課は学校との連絡調整を密に行っていた。

3 市民の開放要望に応じているか、また、開放施設は有効に活用されているか

(1) 開放施設について

ア 小学校の体育館及び屋外運動場

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ① 蓮田南小学校 | ② 蓮田北小学校 | ③ 平野小学校 |
| ④ 黒浜小学校 | ⑤ 蓮田中央小学校 | ⑥ 黒浜西小学校 |
| ⑦ 黒浜南小学校 | ⑧ 黒浜北小学校 | |

イ 中学校の屋外運動場

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 平野中学校 | ② 黒浜西中学校（夜間照明施設設置） |
|---------|--------------------|

ウ 小学校の特別教室（家庭科室、図工室、音楽室）

- ① 蓮田南小学校 ② 蓮田北小学校 ③ 平野小学校 ④ 黒浜小学校

(2) 開放日及び開放時間について

施 設	期 日	時 間
小学校 体育館	長期休業中の平日 土曜日・日曜日・祝日	午前8時～午後9時
	平日	午後5時～午後9時
小学校 屋外運動場	長期休業中の平日 土曜日・日曜日・祝日	午前8時～午後6時
平野中学校 屋外運動場	日曜日・祝日	午前7時～午前9時
黒浜西中学校 屋外運動場	毎日	午後7時～午後9時
小学校 特別教室 (家庭科室、図工室、音楽室)	毎週土曜日・毎週日曜日 ・祝日	午前9時30分～ 午後4時30分

(3) 利用状況（人数）について

※ 1年を52週として計算しています。

■ 体育館

(単位:人)

	学 校 名	目 的	28年度見込	27年度	26年度
1	蓮田南小学校	バレーボール、 バドミントン、 卓球、太極拳	22,776	22,308	20,228
2	蓮田北小学校	バレーボール、 体操	7,332	8,528	7,904
3	平野小学校	バレーボール、 バドミントン、 体操、ボール運動、 バスケットボール	10,140	14,144	14,560
4	黒浜小学校	バレーボール、 剣道、体操	7,384	5,616	6,292

5	蓮田中央小学校	バドミントン、バレーボール、インディアカ、太極拳、ミニテニス、健康体操、ミニバス、体操	18,160	11,108	11,612
6	黒浜西小学校	バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、剣道	9,232	6,776	16,560
7	黒浜南小学校	バレーボール、バドミントン、体操、ダンス	13,880	12,116	14,508
8	黒浜北小学校	バレーボール、バドミントン、ミニテニス、器械体操、ニュースポーツ	12,792	12,376	30,732

■ 屋外運動場（校庭）

（単位：人）

	学 校 名	目 的	28年度見込	27年度	26年度
1	蓮田南小学校	野球	6,656	6,968	8,372
2	蓮田北小学校	野球	団体 登録なし	2,808	3,120
3	平野小学校	野球、 サッカー	2,360	1,920	1,440
4	黒浜小学校	野球	3,328	5,616	4,888
5	蓮田中央小学校	野球、 ソフトボール	3,952	4,888	5,148
6	黒浜西小学校	野球、サッカー、 ソフトボール	12,688	12,272	13,936
7	黒浜南小学校	野球	3,744	4,264	4,368
8	黒浜北小学校	野球、サッカー、 ソフトボール	1,924	2,704	2,808

9	平野中学校	野球	1,040	1,040	1,300
10	黒浜西中学校	野球、 サッカー	6,448	5,876	4,368

■ 特別教室（家庭科室、図工室、音楽室）

（単位：人）

	学 校 名	施 設 名	28 年度見込	27 年度	26 年度
1	蓮田南小学校	家庭科室、図工室、 音楽室	1,972	2,084	3,016
2	蓮田北小学校	家庭科室、図工室、 音楽室	2,972	2,368	2,316
3	平野小学校	家庭科室、図工室、 音楽室	団体 登録なし	団体 登録なし	団体 登録なし
4	黒浜小学校	家庭科室、図工室、 音楽室	846	団体 登録なし	150

（４）利用状況（時間）について

※ 1年を52週として計算しています。

■ 体育館

（単位：時間）

	学 校 名	目 的	28 年度見込	27 年度	26 年度
1	蓮田南小学校	バレーボール、 バドミントン、 卓球、太極拳	2,158	2,158	2,288
2	蓮田北小学校	バレーボール、 体操	1,976	1,976	1,664
3	平野小学校	バレーボール、 バドミントン、 体操、ボール運動、 バスケットボール	1,976	2,028	2,184
4	黒浜小学校	バレーボール、 剣道、体操	1,248	1,404	1,404

5	蓮田中央小学校	バドミントン、バレーボール、インディアカ、太極拳、ミニテニス、健康体操、ミニバス、体操	2,418	1,836	1,984
6	黒浜西小学校	バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、剣道	1,202	1,202	1,708
7	黒浜南小学校	バレーボール、バドミントン、体操、ダンス	2,024	1,976	1,716
8	黒浜北小学校	バレーボール、バドミントン、ミニテニス、器械体操、ニュースポーツ	1,976	1,976	2,470

■ 屋外運動場（校庭）

（単位：時間）

	学 校 名	目 的	28年度見込	27年度	26年度
1	蓮田南小学校	野球	936	936	780
2	蓮田北小学校	野球	団体 登録なし	936	1,144
3	平野小学校	野球、 サッカー	800	960	2,288
4	黒浜小学校	野球	936	936	936
5	蓮田中央小学校	野球、 ソフトボール	1,040	1,144	1,040
6	黒浜西小学校	野球、サッカー、 ソフトボール	1,040	1,040	1,040
7	黒浜南小学校	野球	936	936	988
8	黒浜北小学校	野球、サッカー、 ソフトボール	936	1,040	1,040

9	平野中学校	野球	104	104	104
10	黒浜西中学校	野球、 サッカー	520	624	416

■ 特別教室（家庭科室、図工室、音楽室）

（単位：時間）

	学 校 名	施 設 名	28年度見込	27年度	26年度
1	蓮田南小学校	家庭科室、図工室、 音楽室	436	436	460
2	蓮田北小学校	家庭科室、図工室、 音楽室	454	454	532
3	平野小学校	家庭科室、図工室 音楽室	団体 登録なし	団体 登録なし	団体 登録なし
4	黒浜小学校	家庭科室、図工室、 音楽室	126	団体 登録なし	6

（5）現状と課題

各施設とも利用人数は減少傾向にあるが、市民からの要望には対応できている。また、新規参入については体育施設の窓口である文化スポーツ課において調整が行われており、活動は支障なく行われている。しかしながら、中学校体育施設は市民からの要望はあるものの、部活動等の学校運営上の理由から2校のみの開放という状況であった。

また、各学校への調査で、一部の利用団体において、利用後の体育用具の乱れ、トイレの汚れ、体育館内での飲食、吸い殻の放置、水道の流出、ストーブの灯油の無断使用、体育館内設置のピアノの移動、体育館の扉のガラスの破損などマナーの乱れが見られた。

4 利用による受益者負担は公平性の観点から実施されているか

学校施設開放における施設使用料はすべて無料である。この事業にかかる経費として、施設・設備の修繕維持管理費や利用時に使用される光熱水費があげられる。しかし、経費はすべて公費負担のため、利用団体への経費負担は行われていない。

5 施設利用者の遵守事項と施設管理指導員の責務

施設管理指導員の登録申請書の提出はされているが、ガラスの破損などについての報告が市教育委員会に行われておらず、蓮田市立小・中学校管理規則、蓮田市立

小学校及び中学校の施設の開放に関する規則及び蓮田市立学校施設並びに学校体育施設開放実施要綱に基づく施設管理指導員の責務が果たされていない部分が見受けられた。

6 今後の基本方針

該当課のヒアリングや各学校への聞き取り調査の結果、小学校施設においては、引き続き開放事業を継続し、各団体の活動を支援していく予定であることが確認されたが、中学校施設については、現状のまま2校の開放で継続実施する方向である。

7 現地調査

学校施設開放が行われている施設のうち、生涯学習のため開放している特別教室及びスポーツ等のために開放している学校体育館がある蓮田南小学校、また、夜間照明施設が設置されている黒浜西中学校校庭について、現地調査を実施した。

調査の結果は、次の表のとおりである。

蓮田南小学校	特別教室は、職員室や普通教室棟とは別棟になっており、夜間警備等も独立している。加えて、シャッターが設置されており、他の教室棟への出入りを制限することができるので、登録団体が利用する「時間外の利用」も容易である。また、体育館は平成 27 年度に新たに建設されたため、LED照明や社会体育での利用を考慮し、成人用バレーボールコートや高さの調整できるバスケットゴール等が設置されていた。トイレの利用状況も清潔であった。
黒浜西中学校	市内唯一の夜間照明施設付き校庭であり、昭和 58 年度に設置され、昭和 59 年度から市民への開放がされている。過去に何度かの改修が行われているが、施設の老朽化が見受けられ、照明 6 基のうち、3 基は点灯できないが、現在の活動はサッカーに限られており、支障もなく、また利用団体からの改修要望もない状況であった。

第3 むすび

学校施設開放は、小・中学校施設を学校運営に支障が生じない範囲において市民の利用に供し、生涯学習及びスポーツ活動の振興に資することを目的に開始され、その目的を達成するため、施設整備や制度づくりが進められてきた。これらの取組により学校施設開放は地域の生涯学習・スポーツ振興にとって重要な位置を占めている。このように、学校施設開放のこれまでの取組が成果を上げてきたことは評価されるものである。生涯学習・スポーツ振興の中でも重要な施策の一つである学校施設開放は、事業開始から40年が経過しているが、その間、学校施設開放については市民要望等に応え、それぞれの施設で規則等に基づき事業が運営されていた。

意見・要望事項

(1) 規則等の整備について

「蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」は第4条第1項において「蓮田市立小・中学校管理規則（昭和32年蓮田市教委規則第1号）第26条」の規定を引用しているが、現在、蓮田市立小・中学校管理規則から引用すべき項目は第26条ではなく第27条となっている。学校施設開放の基本となるべき事項のため、引用する規則の改正があった場合には速やかかつ適切に事務処理を行う必要がある。

また、「蓮田市立学校施設開放実施要綱」並びに「蓮田市立学校体育施設開放実施要綱」はともに「蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づき規程されているが、規則の中の「施設管理指導員」がこの2つの要綱の中では「管理指導員」となっている。引用する規則の文言に基づき、正確に記すべきである。

(2) 施設の汚損、破損への対応について

各学校への調査において、「体育館に設置されているピアノの位置が所定の位置から移動されていた」、「体育館の窓の締め忘れ、体育用具の乱れ」、「水道の水が出たままになっていた」、「校庭にごみが残っていた」等の状況が報告された。また、破損の理由が確認できず、公費で修理していた。利用者に施設利用の方法について再認識してもらうため、貸出会議等で周知を図る必要がある。

(3) 受動喫煙対策について

各学校への調査において、平野小学校では平成28年度に体育館に吸い殻が放置された事実が確認された。市教育委員会で作成した「学校・社会体育施設利用の手引き」及び「特別教室利用説明書」等で喫煙は制限をしている。また、平成29年1月20日の第193回通常国会における施政方針演説の中で「四 安全・安心の国創り（生活の安心）」において受動喫煙対策の徹底が述べられて

いることや健康増進法の改正案も検討されていることから、利用者へのこれまで以上のマナーの向上を期待するものである。

(4) 受益者負担について

学校施設はすべて無料での開放となっている。生涯学習やスポーツ等の身近な活動の拠点として市民に開放する趣旨は理解できるが、パルシーやハストピアなどの公共施設も充実してきており、小・中学校のすべての特別教室は空調設備が整備されている。また、黒浜公園の夜間照明施設の利用は有料となっていることや施設の破損時の修理費用等、負担の公平性の観点から学校施設開放における有料化について検討することが必要である。

(5) 開放施設の拡大について

ヒアリングを行った結果、現時点では新規参入について問題がないが、今後新規団体が利用の制限を受けることがないように、利用しやすい学校施設開放の実施に努められたい。中学校施設は、平野中学校及び黒浜西中学校校庭と蓮田南中学校体育館を除きほとんどが開放されていない。その理由としては部活動が挙げられていた。しかし、昨今、部活動については時間の縮小も課題となっている。また、ヒアリング時には小学校体育館ではバスケットボールのリングの高さなどの問題から中学校体育館開放への市民からの要望もあったとのことである。また、平成 28 年 8 月 30 日から 9 月 12 日にかけて行った蓮田市市民意識調査においても「土、日、長期学校休校時の学校の開放。(40 歳代 女性)」や「小、中学校の運動場、体育館を規則に基づいて開放する。(70 歳以上男性)」などの意見があった。これらの状況等も踏まえ、施設開放への検討を望むものである。

(6) 学校施設の在り方について

学校の机、椅子等は、児童生徒が使用することを前提としていることから、成人の体格に合わせたものではなく、必ずしも大人にとって使用しやすいものではない。特に、小学校の施設では成人にとっては小さいことが多く、地域の生涯学習施設としての機能を果たすためには、今後、成人の使用も考慮に入れた施設整備を検討する必要があると考える。なお、学校施設は地震等の有事の際には避難所となることが想定されることから、平成 24 年度に高齢者や障がい者などの利用を考慮して、各小学校体育館の正面玄関に手すりを設置した。

学校施設の建設・改築に当たって、学校のみが使用する部分と開放して学校と住民が「共有」する部分とに区分し、学校全体を開放に適した施設としていくための基本方針を定めることが効果的であると考えられるので、今後の少子高齢化社会に対応した学校活用を検討することを望むものである。

資料編目次

項 目	頁
◇資料1 学校開放に関する法令等	15
◇資料2 小学校・中学校の施設開放状況一覧	17
◇資料3 蓮田市における学校施設整備の主な実績（平成15年度～）	18
◇資料4 現地調査	19

学校開放に関する法令等

●教育基本法

第 12 条

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない

●学校教育法

第 137 条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

●社会教育法

第 6 章 学校施設の使用

第 44 条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

第 45 条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

第 46 条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を使用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第 47 条 第 45 条の規定による学校施設の使用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第 1 項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の使用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

●スポーツ基本法

第 13 条 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

●蓮田市における学校施設開放に関する条例、規則等

- ・蓮田市立小学校・中学校設置及び管理に関する条例
- ・蓮田市立小・中学校管理規則
- ・蓮田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則
- ・蓮田市立学校施設開放実施要綱
- ・蓮田市立学校体育施設開放実施要綱

小学校・中学校の施設開放状況一覧

資料 2

(○は貸出有、×は貸出無)

学校名	体育館	校庭	特別教室	学校独自の開放状況	施設開放したことによる施設の汚損または破損状況	今後の方針等
蓮田南小学校	○	○	音楽室 ○ 図工室 ○ 家庭科室 ○	特になし	音楽室—ストーブを使用する際に、利用団体が灯油を補充せず使用していたことがあった。現在はエアコンになったのでその問題はなくなった。 体育館—体育館に設置されているピアノの位置が所定の位置から移動されていた。	気づいたことは、情報提供を行い、改善に努めていく。できる限り、団体への開放に協力していく。
蓮田北小学校	○	○	音楽室 ○ 図工室 ○ 家庭科室 ○	特になし 「放課後子供教室」	特になし	基本的には現在と同様でかまわない。今後の懸案事項として、①校舎の警備保障の関係で特別教室棟と教室棟を別々にセットできないため、学期末において開放を制限する方向である。②使用団体の活動が学校教育活動に影響を与えている。備品の位置が変わっていたり、所有物が多く校内に置かれたりするようになっている。
平野小学校	○	○	音楽室 ○ 図工室 ○ 家庭科室 ○	平成28年度から毎週水・金曜日「放課後子供教室」に普通教室を貸出	体育館—倉庫扉の網入りガラスがバレーボールが当たり破損。吸い殻が放置。 校庭—外トイレのドアの開閉を強く行ったためガラス製ドアが破損。	可能な限り開放には協力していきたいが、①施設を貸出しているはずで、備品の貸出については改めて借用書を提出するなど整備願いたい。②学校施設開放のルール（使用開始時刻、終了時刻の厳守や使用後の施設の整理整頓等）の遵守をお願いしたい。
黒浜小学校	○	○	音楽室 ○ 図工室 ○ 家庭科室 ○	該当なし	体育館—窓の閉め忘れ。体育用具の乱れ。避難誘導灯の破損。	従来のとおり継続
蓮田中央小学校	○	○	×	シルバー人材センターまつり敬老会	体育館—出入口のガラスにひびが入っていたことがあり、修理済（原因不明） 体育館近くの外水道の水が出たままになっていたことが2回あった。	従来通り
黒浜西小学校	○	○	×	P T Aバザー開催	体育館—水銀灯の電球1個。倉庫照明スイッチ。玄関外灯スイッチ。	学校運営に支障がなければ体育館・校庭を開放していく。
黒浜南小学校	○	○	×	該当なし	体育館—倉庫内の乱れ。ホワイトボードの落書き。トイレの汚れ。体育館内での飲食。 校庭—校庭の整備。外電源、水道の使用。	現状のまま継続
黒浜北小学校	○	○	×	特になし	体育館—バトミントンのボールを受ける床面の金具のぐらつきを修理。 経年劣化の側面が強いが、床面の木部の一部が割れ、浮き上がりそうになっている箇所が散見される。床面のラインがはがれかかっている。	学校の授業、行事に影響しない程度に今後も開放を進める。
蓮田中学校	×	×	×	特になし	開放していないため、汚損・破損等はない。	今後も学校開放は考えていない。（休日も部活動等で各施設が使用されているため）
平野中学校	×	○	×	特になし	特になし	今後も閉庁日で部活動等に支障のない校庭のみの学校施設開放として継続していきたい。
黒浜中学校	×	×	×	特になし	施設開放していないので特にありません。	休業日（土・日も含む）および休業日（土・日も含む）とも、終日授業または部活動が予定されているので、施設を開放できない状況にあります。
蓮田南中学校	○ ※	×	×	※部活動に付随する組織に付随する団体に対し、体育館を開放	特にありません。	現状のまま継続していく方針です。
黒浜西中学校	×	○ (夜間)	×	夜間校庭の開放を継続	校庭—体育行事の準備のために引いたラインが消されることがあった。雨天で校庭が乾いていないうちに使用され、校庭が荒らされていたことがあった。館の包み紙等のゴミが残っていた。使用後に門扉閉めができておらず、翌朝まで開放されていたことがあった。	今後も継続していく方針であるが、支障がないよう使用者に連絡・指導を徹底していただきたい。

蓮田市における学校施設整備の主な実績
(平成15年度～)

年 度	事 項
平成15年度	蓮田中央小学校第1・第2校舎耐震補強工事
	蓮田中央小学校第2校舎大規模改造工事
平成17年度	蓮田中央小学校第1校舎大規模改造工事
平成19年度	蓮田中学校1号館・2号館耐震補強工事及び2号館トイレ改修工事
平成20年度	蓮田北小学校校舎耐震補強工事
	蓮田北小学校体育館改修工事
平成21年度	蓮田中学校特別教室棟新築工事
	蓮田南中学校校舎耐震補強工事
	蓮田中学校校舎外壁等改修工事
平成22年度	平野中学校校舎耐震補強工事
	黒浜小学校校舎耐震補強工事
	黒浜中学校校舎耐震補強工事
	小・中学校図書室、音楽室空調機器設置工事
	平野小学校給食棟新築工事
平成23年度	黒浜南小学校校舎耐震補強工事
	蓮田南小学校校舎耐震補強等工事
	黒浜西小学校校舎耐震補強工事
平成24年度	黒浜小学校校舎トイレ改修工事
	蓮田中央小学校体育館耐震補強工事
	平野小学校体育館耐震補強工事
	黒浜中学校体育館耐震補強工事
	平野中学校体育館耐震補強工事
平成25年度	黒浜西小学校給食棟耐震補強工事
	黒浜西小学校体育館耐震補強工事
	蓮田北小学校体育館耐震補強工事
	蓮田南中学校体育館耐震補強工事
	小学校理科室、家庭科室空調機器設置工事
	中学校理科室、調理室空調機器設置工事
	蓮田中学校鉄骨校舎耐震補強工事
	蓮田中央小学校給食棟新築工事
平成26年度	蓮田南小学校給食棟耐震補強工事
	黒浜中学校普通教室改修（理科室化）工事
	黒浜南小学校給食棟耐震補強工事
	黒浜西小学校校庭改修工事
	蓮田中学校体育館新築工事及び校庭改修工事
平成27年度	蓮田南小学校体育館新築工事
	小学校図書室、特別活動室空調機器設置工事（蓮田南小学校は平成26年度設置）
	中学校技術室、美術室空調機器設置工事
平成28年度	黒浜小学校校舎外壁等改修工事
	蓮田南中学校体育館屋根等改修工事
	小学校特別活動室等空調機器設置工事（蓮田南小学校・蓮田中央小学校）
	中学校第2理科室、被服室空調機器設置工事（平野中学校除く）

資料 4

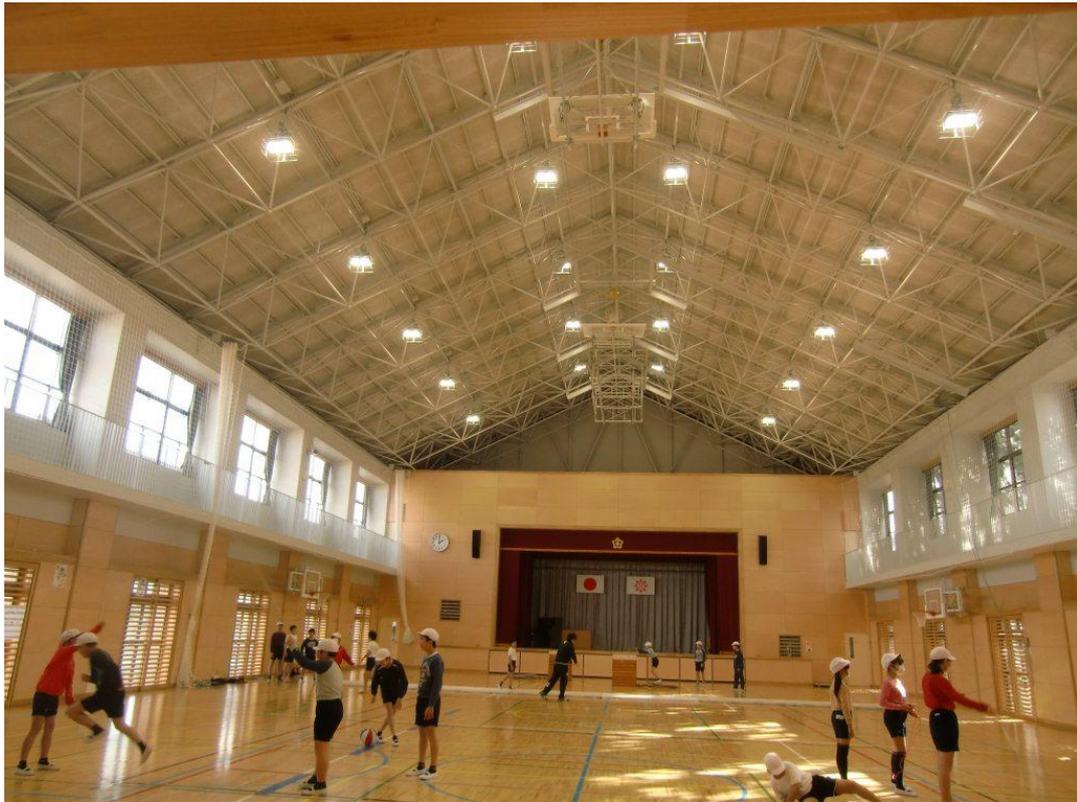
蓮田南小学校（特別教室棟入り口 警備ボックス）



蓮田南小学校（音楽室）



蓮田南小学校（体育館）



黒浜西中学校（夜間照明施設 コイン投入機付近）

